

港北区連合町内会 2月定例会

平成30年2月22日（木）午後3時00分から
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ
区長あいさつ



議題

1 東部方面斎場（仮称）の整備について（情報提供）[資料1]

健康福祉局 大貫 健康安全部長

今後も、火葬需要も増え続けていくことが見込まれている中、将来にわたる火葬の安定供給を確保するため、鶴見区大黒町で新たな斎場（東部方面斎場（仮称））を整備することにいたしましたので、お知らせします。

(1) 住所：鶴見区大黒町 18-18

(2) 施設概要（予定）

火葬炉 16 炉（予備炉 1 炉含む）、告別・収骨スペース、休憩室、駐車場、事務室、売店など

※ 建物規模は今後検討を行います。

(3) 今後の整備スケジュール（予定）

平成 30 年度 基本計画策定、整備手法検討 等

平成 31～36 年度 測量、地質調査、火葬炉検討、都市計画手続き、基本設計、実施設計、土木工事、建築工事 等

平成 37 年度 供用開始

◆資料の送付はありません。

2 「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」の制定について（情報提供） 【市連会報告】[資料2]

道路局 交通安全・自転車政策課 中山課長

「横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年条例第16号）」に基づき、市営自転車駐車場の整備や放置自転車の移動作業等を行ってきた結果、放置自転車台数は年々減少しており、駅周辺の環境は大きく改善されていますが、一部の集客施設周辺では、依然として施設利用者による放置自転車が発生しています。現在、一部を除き、集客施設に駐輪場の設置を求める制度がなく、また、共同住宅についても、一部を除き駐輪場を設置する制度がなく、マンション等の周辺に自転車が放置されています。

そこで、市民の生活環境の保全及び都市機能の維持を図り、良好な都市環境の形成するため、駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅等を新築又は増築する際に、駐輪場の附置を義務付ける条例を制定します。

(1) 条例案の概要

ア 条例施行予定日：平成30年4月

※ 条例施行日から平成31年3月末に建築確認申請または計画通知を行い、かつ、一定期間内に工事に着手した場合は、駐輪場の設置を義務付けません。

イ 指定区域：市街化区域

ウ 対象となる集客施設の用途等

施設の用途	施設の規模	駐輪場の設置の基準
小売店舗、飲食店・カラオケボックス等、レンタルビデオ店、劇場、病院・診療所、銀行、郵便局、官公署等	施設面積が 400㎡以上のもの	施設面積 20㎡ごとに1台
遊技場、学習施設	施設面積が 300㎡以上のもの	施設面積 15㎡ごとに1台
スポーツ施設	施設面積が 500㎡以上のもの	施設面積 25㎡ごとに1台

※ 施設を新築又は増築する際に対象となります。また、既存施設や小規模施設は駐輪場の設置を努力義務とします。

ウ 駐輪場の設置場所：敷地内又は敷地からおおむね50メートル以内の場所

エ 大規模施設の緩和規定

【施設面積が1,000㎡を超え5,000㎡までの部分】⇒ 駐輪台数を1/5に緩和

【施設面積が5,000㎡を超える部分】⇒ 算定しない

※施設の用途により若干異なります。

オ 対象となる共同住宅等の規模等

施設の種類	施設の規模	駐輪場の設置の基準
共同住宅（ファミリー）	住戸の総数が 10戸以上のもの	住戸1戸ごとに1台
共同住宅（ワンルーム）		住戸1戸ごとに0.5台

※ 施設を新築又は増築する際に対象となります。

キ 罰則

罰則の対象	罰金額
命令違反	50 万円以下の罰金
報告・資料提出をしない	20 万円以下の罰金
虚偽の報告・資料提出	
検査拒否・忌避	
駐輪場設置の届出をしない	10 万円以下の罰金
虚偽の駐輪場設置の届出	

(2) 今後の予定

平成 30 年 2 月 16 日：市会第一回定例会に議案提出済

平成 30 年 4 月：条例施行（予定）

平成 31 年 3 月末：経過措置の適用条件である建築確認申請等の期限

(3) 担当：道路局 交通安全・自転車政策課（電話：671-3644 / FAX：663-6868）

◆資料の送付はありません。

3 都市計画道路東京丸子横浜線（綱島地区）事業化について（情報提供）

[資料 3]

道路局 建設課 五十嵐課長

東京丸子横浜線（綱島地区）について、相鉄・東急線直通の新駅（新綱島（仮称））整備とあわせ、道路拡幅の効果が得られるよう、整備を進めます。

(1) 概要

ア 地区名：綱島地区

イ 区間：箕輪町二丁目（北綱島交差点付近）から綱島西一丁目（綱島駅交差点付近）まで

ウ 延長：約 970m

エ 標準幅員：20m

(2) 今後の予定（各日程については確定したものではありません）

平成 30 年		平成 31 年	
2 月頃	地元説明会 (日吉地区定例会、綱島地区定例会及び各関係町内会)	2 月頃	道路設計・用地補償説明会
5 月上旬	測量説明会	4 月頃～	用地取得協議
5 月中旬～	測量・調査	※用地取得完了次第工事着手（H33 年予定）	
10 月頃	事業認可取得		
10 月頃～	道路設計・関係機関協議		

◆ 担当課から直接、対象の自治会町内会（綱島中町自治会、綱島東町自治会、北綱島自治会、箕輪町内会）に回覧を依頼します。

4 生きがい就労支援スポットの開設及びセミナーの開催について（回覧依頼）

[資料4]

健康福祉局 高齢健康福祉課 武井課長

主に 60 歳以上の方々を対象に、就労やボランティア活動など多様な社会参加を促進する相談窓口である「生きがい就労支援スポット」が、港北区内に開所します。

- (1) 相談受付開始日：平成 30 年 3 月 30 日
- (2) 所在地：横浜市港北区綱島東 4 丁目 3 番 17 号 アピタテラス横浜綱島 1 階
- (3) 窓口開所時間：10:00～18:00（月～土曜日）
- (4) 運営法人：株式会社パソナ パソナ・横浜
横浜市神奈川区鶴屋町 2-23-2 TSプラザビル
- (5) オープン記念セミナーの開催
日時：平成 30 年 3 月 22 日（木）13:00～15:30
場所：新横浜グレイスホテル（住所：港北区新横浜 3-6-15）
内容：60 歳からのセカンドライフセミナー
セカンドライフ設計にかかる講演及びパネルディスカッション
- (6) お問い合わせ
健康福祉局 高齢健康福祉課 電話：671-2406

◆ 合同メールで回覧担当者あてに送付します。

5 特別避難場所の名称変更に伴う広報チラシについて（掲示依頼）【市連会報告】

[資料5]

柳下 高齢・障害支援課長

横浜市では、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、大規模な災害が発生した場合でも、避難生活に支援等が必要な要援護者が二次的に避難する特別避難場所が円滑に開設・運営できるよう検討を行ってきました。

この検討結果を受け、平成 30 年 4 月から、特別避難場所の名称を、一般的に使用され、より機能をイメージしやすい「福祉避難所」に変更します。あわせて、福祉避難所の役割についての広報チラシを作成いたしましたので、掲示をお願いします。

◆ 合同メールで自治会町内会長と掲示担当者あてに送付します。

6 災害時要援護者事業の名簿の提供及び取組状況の把握について（協力依頼）

[資料6]

柳下 高齡・障害支援課長

災害時要援護者名簿（以下「名簿」という。）につきまして、平成29年度の名簿を提供させていただきます。

また、各地区の取組状況を把握するために、取組状況の調査を行います。

(1) 災害時要援護者名簿の提供について

ア 名簿の提供方法について

今年度より郵送で、送付させていただきます。

※ 連合で協定を締結している地区は、連合町内会長宛に、単位町内会で協定を締結している地区には、単位町内会長宛に送付させていただきます。

イ 名簿の返却について

平成28年度の名簿については、名簿とともに同封しておりますレターパックに入れて、4月23日（月）までに返却をお願いします。

ウ 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）＜第2号様式＞の提出について名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修を受講していただくことになっています。各単位町内会で、研修を実施後、同封しております返信用の茶封筒に入れて、5月31日（木）までに返信をお願いします。

(2) 調査の実施について

ア 調査票の配付時期・配付方法

(ア) 協定締結地域には、名簿と一緒に調査票1を送付いたします。

(イ) 協定未締結地域には、調査票2と返信用封筒を、該当する自治会町内会長に郵送いたします。

イ 調査票の提出方法及び期限

平成28年度の名簿を返却するレターパックに同封し、4月23日（月）までに送付をお願いします。（協定未締結地域は調査票に同封の返信用封筒で4月23日（月）までに送付をお願いします。）

ウ 調査結果の取扱いについて

- ・地区連長には、当該地区の単位町内会の取組を一覧にして、送付します。
- ・単位町内会には、参考になる取組をとりまとめさせていただきます。

◆ 各自治会町内会長あてに、担当課から直接送付します。

7 民生委員が実施している「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」における自治会・町内会（自主防災組織）への情報提供について（情報提供）[資料7]

秋元 福祉保健課長

民生委員が実施している「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」で使用している「状況把握シート兼福祉カード」は、民生委員が訪問した方の情報を記録しています。

これらの情報を災害時に活用できるようにするため、本人の同意が得られた場合は、民生委員から災害時要援護者支援事業を実施している自治会・町内会に対して、「自治会・町内会（自主防災組織）への情報提供シート」（以下「情報提供シート」）を提供することができますので、ぜひ御活用いただくとともに、適切な取り扱いをお願いいたします。

(1) 「情報提供シート」の活用

「情報提供シート」については、区役所から各自治会・町内会に提供している「災害時要援護者名簿」（以下「名簿」という。）に掲載されている方と、掲載されていない方がいます。

ア 名簿に掲載されている方

「情報提供シート」の提供があった場合は、自治会・町内会で把握している要援護者に関する情報を補完する情報としてご活用ください。

イ 名簿に掲載されていない方

「情報提供シート」の提供があった場合は、災害時に配慮が必要な要援護者として、民生委員と連携をとりながら日頃の見守りや、災害時の安否確認や安全な避難に向けてご活用ください。

(2) 民生委員から自治会・町内会長への情報提供

民生委員が概ね9月～10月に「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」の訪問を行います。その後、自治会・町内会へ個人情報を提供することに対して本人の同意を得られた方の「情報提供シート」を民生委員から自治会・町内会長に提供します。

(3) 保管方法及び情報取扱者

民生委員から提供を受けた「情報提供シート」は、個人情報を含んでいますので、紛失、漏えい等のないよう、名簿と一緒に保管をすることとします。また、「情報提供シート」を取扱う者についても、区役所に届け出を行っている災害時要援護者支援事業の情報管理者及び情報取扱者に限ることとします。

(4) 廃棄

「情報提供シート」で保管をしている方が、転居や死亡等の理由により個人情報を保持する必要がなくなったときには、年に1回、名簿を区役所に返却する際に、一緒に区役所に返却をお願いいたします。

(5) 情報管理者の変更

災害時要援護者支援事業において、情報管理者に変更が生じた場合には、名簿と併せて、「情報提供シート」の引き継ぎを必ず行ってください。

◆ 各自治会町内会長あてに、災害時要援護者名簿と一緒に担当課から直接送付します。

8 平成30年民生委員・児童委員の推薦について（推薦依頼）【市連会報告】

[資料8]

秋元 福祉保健課長

民生委員・児童委員の欠員補充及び増員を行うため、各地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の皆様の御協力をお願いします。

平成30年は、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（平成31年11月30日）までとなります。（増員・減員につきましては地区民児協会長に2月14日に2月28日を締切として依頼済みです）

(1) 連合及び地区推薦準備会の開催時期

平成30年 7月1日付け欠員補充、増員を行う地区 →平成30年3月～4月

平成30年12月1日付け欠員補充、増員を行う地区 →平成30年8月～9月

(2) 推薦準備会開催にあたっての留意事項

ア （連合）地区推薦準備会推薦人の選出について、（連合）自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、（連合）地区推薦準備会が開催できないこととなっておりますので、御留意ください。

イ 候補者の選考にあたっては、資格要件、年齢要件、居住要件が満たされていることを御確認ください。また、年齢要件については、なるべく原則としている年齢に近い方を御推薦いただくようお願いします。

◆ 欠員地区及び増員が必要な地区については2月下旬に、推薦依頼文（提出期限：4月20日（金）必着）を該当の自治会・町内会長宛てに郵送します。

9 広報紙の配布について（協力依頼）【市連会報告】 [資料9]

山本 区政推進課長

横浜市では、市民生活に密接した情報や市会定例会の概要などの情報を、各世帯にお届けする広報媒体として「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」を発行しています。


これまでも皆様の御協力により配布を行ってありますが、平成30年度も全世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

(1) 広報紙概要 ※謝金額は平成30年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）※
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	平成30年5月、8月、11月 平成31年2月	4円

(2) 配布先：貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますようお願いいたします。

- (3) 配布時期：各世帯へ毎月1日～10日までの間に配布してください。
- (4) お届けする期日と部数
毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、お申し出いただいている部数をお届けします。
- (5) 配布謝金の支払
実際の配布部数分を、平成30年10月と平成31年3月にお支払いします。
- (6) 配布担当者や部数などの変更連絡先について
港北区区政推進課広報相談係へ御連絡ください。(毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。) 電話：540-2222 / F A X : 540-2227
※配布担当者や部数など変更時の区役所へのご連絡を、港北区ホームページからでもできるようになりました。(「港北 広報」で 検索)
<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?acs=henko>
- 
- (7) その他
配布員が確保できないなど、お困りの場合には民間事業者によるポスティングに切り替えるなどの対応も承っていますので、区政推進課広報相談係まで御連絡ください。

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

10 平成30年4月1日開所予定の保育所等の整備状況等について（情報提供）

[資料10]

中田 学校連携・こども担当課長

平成30年4月1日における保育所等の整備状況等についてお知らせします。

保育施設設置状況

- (1) 認可保育所
93園（うち平成30年4月1日 新規開所予定6園・横浜保育室から移行3園）
- (2) 小規模保育事業
19園（うち平成30年4月1日 新規開所予定1園）

◆資料の送付はありません。

11 平成 29 年度募金等の実績報告および平成 30 年度の募金等への協力依頼について（報告・協力依頼）【市連会報告】[資料 11]

港北区社会福祉協議会 池田 事務局長

平成 29 年度募金関係の実績について御報告いたします。各地区連合町内会長をはじめ地域の皆様の御協力、誠にありがとうございました。

平成 30 年度も引き続き、募金活動を次のとおり実施させていただきたく、募金活動と活動に伴う資材調査について御協力をお願いいたします。

なお、平成 30 年度の各種募金における目安額については、それぞれの会合で決定したうえで、それぞれの実施時期に応じて、改めて区連会定例会資料により御案内いたしますのでよろしくをお願いいたします。

(1) 平成 29 年度実績及び平成 30 年度目安額

	平成 29 年度実績 (平成 30 年 1 月末現在)	平成 30 年度 実施時期案	平成 30 年度 目安額案※	実施主体
日赤募金 (日本赤十字社社資募集)	18,385,921 円 (目安額 23,801,905 円)	5 月～6 月	223 円	日本赤十字社神奈川県支部 横浜市港北区地区委員会
赤い羽根共同募金 (一般募金)	17,908,550 円 (目安額 27,277,350 円)	10 月～12 月	255 円	神奈川県共同募金会横浜市 港北区支会
年末たすけあい募金	24,811,780 円 (目安額 21,394,000 円)	11 月～12 月	200 円	
港北区社会福祉協議会 世帯会費	3,829,866 円	6 月～8 月	40 円	港北区社会福祉協議会
社会を明るくする運動 実施委員会会費	1,064,586 円	6 月～8 月	10 円	港北区社会を明るくする運 動実施委員会

※ 世帯当たりの単価(それぞれの会合で決定します)

単位自治会の目安額＝自治会加入世帯数×95%

(2) 平成 30 年度共同募金および赤十字社資運動の資材数調査について

5 月から赤十字社員増強運動、10 月から共同募金運動を展開する予定ですが、募金封筒等の資材の希望数を地区連合自治会町内会ごとに調査・報告をお願いします。

ア 回答方法：別紙調査票に御記入のうえ、ファクシミリ・窓口へ持参のいずれか

イ 回答期限：平成 30 年 3 月 22 日

※ 資材送付変更の際は、随時お知らせください

ウ 提出先：〒222-0032 港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206

横浜市港北区社会福祉協議会内

日赤港北区地区委員会・共同募金会港北区支会事務局

【「使用する」にチェックをつけた場合】

・封筒等資材を資材送付直前の加入世帯数、班数、掲示板数に合わせて送付します。

【「使用しない」にチェックをつけた場合】

・参考として関係資料 1 部およびポスターを掲示板数分のみ送付します。

(3) お問い合わせ：港北区社会福祉協議会 担当：藤原・古澤

電話：547-2324 / F A X：531-9561

◆資料の送付はありません。

12 港北区青少年指導員各種表彰受賞者について（情報提供）[資料 12]

小野 地域振興課長

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、各地区で御活躍いただいております、青少年指導員の中で、平成 29 年度に青少年育成事業に関わる各種表彰を受賞された方について、お知らせします。

(1) 表彰の種類と基準

ア 神奈川県青少年育成活動推進者表彰（※地区会長の中から推薦）：2名

- ①青少年団体または育成団体の育成強化に尽力し、その活動が特に活発であるもの。
- ②青少年の非行防止のための活動を積極的に行い、青少年の保護育成に尽力したもの。

イ 神奈川県青少年指導員表彰（※全青少年指導員の中から推薦）：1名

神奈川県青少年指導員として通算 4 期（8 年）以上の期間を満了しており、これまでにこの表彰を受賞していないこと。

ウ 横浜市青少年指導員永年勤続者顕彰（※全青少年指導員の中から推薦）：16名

現に青少年指導員の職にある者については、当該年度 3 月末日を基準日として、10 年（11 名）、15 年及び 20 年（5 名）勤続した者。

◆資料の送付はありません。

13 港北区スポーツ推進委員各種表彰受賞者について（情報提供）[資料 13]

小野 地域振興課長

日ごろから、地域のスポーツ振興に特段の御尽力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、各地区で御活躍いただいております、スポーツ推進委員の中で、平成 29 年度に各種表彰を受賞された方について、お知らせします。

(1) 表彰の基準と種類

ア 神奈川県スポーツ推進委員連合会表彰（※県連合が推薦）：1名

神奈川県スポーツ推進委員連合会理事として顕著な功績のあった者。

イ 横浜市スポーツ推進委員永年勤続者表彰（※全委員の中から推薦）：6名

現にスポーツ推進委員の職にある者については、当該年度の 3 月末日を基準日として、10 年、15 年（3 名）、20 年及び 25 年（3 名）勤続した者。

ウ 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会退任者表彰（※退任者の中から推薦）：3名

- ①区スポーツ推進委員連絡協議会会長の職を歴任した者。（1 名）
- ②30 年以上勤続した者。（2 名）

◆資料の送付はありません。

◆市民意見募集の実施について（合同メールで自治会町内会長に送付します。）

1 「新たな中期計画の基本的方向」の概要と市民意見募集について【市連会報告】

[資料 14-1]

横浜市の「新たな中期計画」について、策定にあたっての考え方や骨子をお示しした「新たな中期計画の基本的方向」を策定しました。

今回は「新たな中期計画の基本的方向」について、みなさまの御意見を募集します。いただいたご意見は、今後の計画策定に向けて参考にさせていただきます。

(1) 募集期間：平成 30 年 3 月 23 日（金）まで

※ 期限が短いため、自治会町内会からの意見については 3 月末まで受け付けます。

(2) 提出方法：郵 送 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1 横浜市政策局政策課

F A X : 663-4613

メール : ss-chuki2018@city.yokohama.jp

(3) 計画の構成と内容

2030 年を展望し、次の世代へ「横浜」をつなぐ 6 つの戦略と、計画期間（2018～2021 年度）の 4 年間の取組（38 の政策と行財政運営の取組）で構成します。

ア 中長期的な戦略

戦略 1：力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現

戦略 2：花と緑にあふれる環境先進都市

戦略 3：超高齢社会への挑戦

戦略 4：人が、企業が集い躍動するまちづくり（成長と活力を生み出す都心部・誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部）

戦略 5：未来を創る多様な人づくり

戦略 6：未来を創る強靱な都市づくり（災害に強い安全で安心な都市・市民生活と経済活動を支える都市基盤）

イ 38 の政策：中長期的な戦略をもとに、計画期間の 4 年間（2018～2021 年度）に取り組む、38 の政策を立てました。直面する課題と社会経済状況の変化にしっかりと対応します。

ウ 行財政運営：政策を進めるにあたっての土台となる持続可能な行財政運営に取り組めます

(4) 新たな中期計画の策定スケジュール

平成 30 年 1 月 「新たな中期計画の基本的方向」（市民意見募集の実施等）

平成 30 年 5 月頃 素案の策定（パブリックコメントの実施等）

平成 30 年 9 月頃 原案の策定（素案に対するご意見を反映させます）

(5) 「新たな中期計画の基本的方向」の詳細

全体版は、市民情報センター（市庁舎 1 階）および各区役所（広報相談係）で配布しています。またホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/seisaku/chuki2018/>

(6) お問い合わせ：政策局政策課 電話：671-2010 / F A X : 663-4613



◆回覧のお願い（合同メールで送付します。）

- 1 「あんきょう第2号」の発行について[資料 14-2]
- 2 ラグビーワールドカップ 2019™に関するご案内について[資料 14-3]
- 3 「港北区体育協会だより」の発行について[資料 14-4]

◆掲示のお願い（合同メールで送付します。）

※掲示スペースが許す限り掲示していただくようお願い申し上げます。

- 1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の発行について[資料 14-5]

◆情報提供（資料の送付はありません。）

- 1 区社協会員セミナー「改正個人情報保護法への対応について」の開催について
(チラシは、社会福祉協議会より各会長に送付済みです。)[資料 14-6]

(1) 日時：平成 30 年 3 月 12 日（月）10 時から 12 時まで

(2) 場所：港北区福祉保健活動拠点 3 階多目的研修室

(港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 3 階)

(3) 講師：村井 祐一（田園調布学園大学 人間福祉学部 教授）

(4) 受付期間：3 月 5 日（月）まで（定員 50 名）

(5) 申込方法：電話・FAX・Eメールで

①団体名、②連絡担当者氏名・電話番号、③参加者氏名をお知らせください。

(6) 申込先：港北区社会福祉協議会（港北区大豆戸町 13-1 吉田ビル 206）

電話：547-2324 / FAX：531-9561 Eメール：hokuhoku@kouhoku-shakyo.jp



◆情報提供（合同メールで自治会町内会長へ送付します。）

- 1 「都心直下型地震を生き抜く医療・栄養・排泄の知識」の講演会について
[資料 14-7]

(1) 日時：平成 30 年 3 月 1 日（木）午後 1 時から 4 時まで（午後 12 時 30 分開場）

※ 申し込み不要・参加無料。

(2) 場所：港北公会堂

(3) 内容：講演 1 「港北区の災害医療体制」

鈴木 悦朗（医師）

講演 2 「災害時、備えて安心！～美味しく食べても良いんです～」

西垣 香菜子（栄養士）

講演 3 「災害発生時のトイレの現状と対策」

加藤 篤（日本トイレ研究所 代表）

講演 4 「災害時の口腔ケアとリハビリの重要性」

染谷 京子（港北在宅医療相談室 管理者・看護師・介護支援専門員）

永田 紀美子（港北在宅医療相談室 看護師・介護支援専門員）

15 その他・行政機関からの情報提供等

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

- ・港北消防インフォメーション
- ・港北区内の火災・救急状況について

【今後のスケジュール】

※2月区連会の資料発送は 23日(金) です。

3月の主なスケジュール				
1日	木	13時00分から 16時00分まで	「都心直下型地震を生き抜く医療・栄養・排泄の知識」講演会 (港北区医師会)	港北公会堂
2日	金	10時30分から	新横浜駅周辺混乱防止対策訓練	新横浜駅周辺
		14時00分から 16時00分まで	「災害時のトイレ問題」に関する講演会	港北公会堂
		16時00分から 18時00分まで	港北区自治会町内会長感謝会 (15時30分 受付開始)	ソシア21(予定)
3日	土	11時00分から 13時00分まで	「第7回アフリカ開発会議」機 運醸成ワークショップ	トレッサ横浜南棟1階 イベント広場
4日	日	8時30分から	区グラウンドゴルフ大会	鶴見川樽町公園
10日	土	13時00分 キックオフ	F・マリノス ホーム開幕戦 (vs サガン鳥栖)	ニッパツ三ツ沢球技場
12日	月	10時00分から 12時00分まで	区社協会員セミナー「改正個人 情報保護法への対応について」	港北区福祉保健活動拠 点3階多目的研修室
17日	土	10時00分から 16時30分まで	地域のチカラ応援事業 最終報告会	慶應義塾大学日吉キャンパス 来往舎
20日	火	19時00分から 21時00分まで	港北区青少年指導員大会	新横浜グレイスホテル
22日	木	13時30分から 14時00分まで	港北防犯協会役員会	区役所特別会議室
		14時00分から 15時00分まで	共同基金会港北区支会委員会	区役所1号会議室
		15時00分から	区連会3月定例会	区役所1号会議室
四役会は13時00分から / 資料発送は23日(金)				
4月の主なスケジュール				
10日	火	19時00分から 20時00分まで	青少年指導員委嘱式	港北公会堂

※地域のチカラ応援事業 30年度事業募集：3月9日(金)まで
(スタートアップコースは通年で申請を受け付けます。)

その他調整事項

◆港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています◆

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/kurenkai/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

